

暦年課税と相続時精算課税の概要図

財産の贈与を受けた人（「受贈者」といいます。）は、次の場合に、財産の贈与をした人（「贈与者」といいます。）ごとに相続時精算課税を選択することができます。

相続時精算課税を選択できる場合（年齢は贈与の年の1月1日現在のもの）

- ・贈与者 → 60歳以上の者（父母や祖父母など）
- ・受贈者 → 20歳以上で、かつ、贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人及び孫

相続時精算課税を

選択する

相続時精算課税

【 贈 与 税 】

- ① 贈与財産の価額から控除する金額
特別控除額 2,500万円
前年までに特別控除額を使用した場合には、**2,500万円**から既に使用した額を控除した残額が特別控除額となります。
- ② 税率
特別控除額を超えた部分に対して、**一律20%の税率**を適用して計算します。

※ 「相続時精算課税」を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て相続時精算課税が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

相続時に精算

【 相 続 税 】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算します。
その際、既に支払った贈与税相当額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は還付されます。

選択しない

暦年課税

【 贈 与 税 】

- ① 贈与財産の価額から控除する金額
基礎控除額 毎年110万円
- ② 税率
基礎控除後の課税価格に対して、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じ、**「一般税率」又は「特例税率」**を適用して計算します。

※ 直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において20歳以上である場合には、「特例税率」を適用して計算します。

また、「特例税率」の適用がない財産については、「一般税率」を適用して計算します。

上記税率を適用した贈与税額の計算方法など詳しくは、2ページ以降をご覧ください。

【 相 続 税 】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。

ただし、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額（贈与時の時価）は加算しなければなりません。

その際、既に支払った贈与税額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は還付されません。